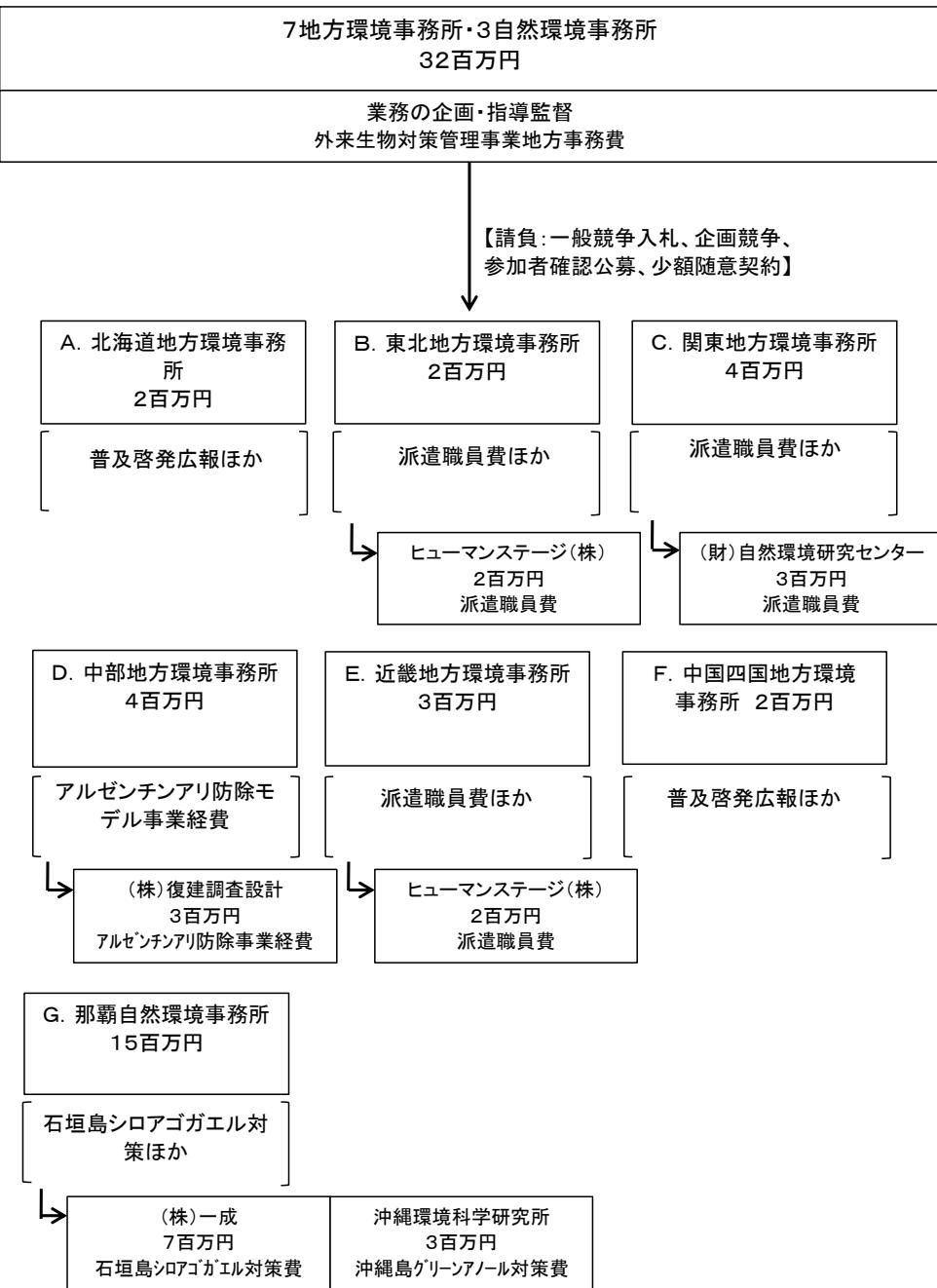


行政事業レビューシート (環境省)

予算事業名	外来生物対策管理事業地方事務費	事業開始年度	平成18年度	作成責任者		
担当部局庁	自然環境局	担当課室	外来生物対策室	室長 牛場 雅己		
会計区分	一般会計	上位政策	生物多様性の保全と自然との共生の推進			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第5条、第10条、第18条、第27条及び第28条	関係する計画、通知等	生物多様性国家戦略2010(H22.3.16閣議決定)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下、外来生物法という。)の実効性を確保し、侵略的な外来生物によるわが国の生態系等に係る被害を低減し、新たな被害の発生を封じ込める。このため、現場に近い地方出先機関において、①外来生物法関連業務に必要な事務処理を、正確かつ迅速に行う。②税関や警察等と連携しながら輸入規制や個体の引き取り処分等を円滑に実施し、侵略的な外来生物の我が国への侵入及び国内でのまん延を防止する。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①外来生物法に基づく申請・届出の審査、規制内容の申請者への周知及び防除の確認・認定の諸業務を実施するために必要な派遣職員を雇用する。②水際(税関)において任意放棄された特定外来生物等の個体並びに警察及び地方公共団体から引渡された特定外来生物の個体について、引取及び処分等を行うほか、輸入業者・旅行者等への普及啓発事業を行う。					
実施状況	派遣職員の作業により、全国7地方環境事務所及び3自然環境事務所において、外来生物法に基づく飼養等計2793件について許可手続きを実施した。また、モクズガニ等の特定外来生物について引取処分等を行った。他方で、シロアゴガエル等の外来生物対策の推進に貢献した。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
予算額(補正後)	36	42	41	41	40	
執行額	37	25	32			
執行率	103%	61%	78%			
総事業費(執行ベース)	37	25	32			
支出先・使途の把握水準・状況	派遣職員は、地方環境事務所内で外来生物法に基づく事務処理等に従事し、事務所職員より直接監督を受けて適正に業務を進めている。防除事業については、自然環境関係コンサルティング業者等の専門業者に業務を発注し、事務所監督職員等の指示の下、適正に業務を進めている。このほか、個体処分に用いる器材の購入や普及啓発広報のためのリーフレット印刷等の経費についても、実際の物品(器材やパンフレット・リーフレット等)の納付を事務所の総務課職員(物品管理担当)と共に担当職員が確認し、適正な執行を確保している。					
自己点検	見直しの余地	特定外来生物の飼養等は、農家におけるセイヨウオオマルハナバチの飼養を中心に今後も行われる見込みであり、このための事務処理を引き続き円滑に行う必要がある。また、外来生物の侵入や定着、分布の拡大も引き続き起こっており、引取処分や普及啓発等の対策も継続していく必要がある。従って、業務自体を廃止することはできないものの、引き続き極力競争性のある契約を実施すると共に、事業の進捗状況を隨時把握し、業務の効率化に努めるものとする。併せて、事務所の予算執行状況を本省側で引き続き定期的に確認し、適正な執行が担保されるようにする。				
化予算監視の・所効見率	一部改善 (支出実績を勘案し、許可手続の実態に合わせた効率的な予算執行に努め、予算節減を図るべき。)					
補記						



※A～Gの各事務所より、それぞれ1百万円以上の分配があった使途については、支出先をA～Gの直下に示した。このほか、外来生物対策管理事業地方事務費から、釧路自然環境事務所及び九州地方環境事務所にそれぞれ1百万円未満を分配。

